

WEB 明細チェック利用規定の主な改定箇所

	現在	2016年1月15日～
規定名称	WEB 明細チェック サービス 利用規定	WEB 明細チェック利用規定
第4条 (利用の申請、中止)	第4条 (利用の申請)	第4条 (利用の申請、 中止) 2. 本サービスの利用中止を希望する本サービス利用者は、当社所定の方法により申請することで、本サービスの利用に代えて、ご利用明細書を郵送により受け取ることができます。
第5条 (確定通知等)	<p>1. 当社は、本サービスの利用を承認した会員（以下「本サービス利用者」といいます。）に対して、次回の約定支払額にかかる請求が確定した時（以下「請求確定時」といいます。）に E-mail にて確定通知を行い、本サービス利用者は、WEB サービスを利用して明細書記載事項を確認するものとします。なお、当社は本サービス利用者に対して、原則としてご利用明細書を郵送しないものとします。ただし、請求確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用明細書を郵送するものとします。</p> <p>(1) 本サービス利用者が払込取扱票により支払いを行っている場合</p> <p>(2) 当社が本サービス利用者あてに E-mail により確定通知を送信したにもかかわらず、当該確定通知</p>	<p>1. 当社は、本サービス利用者に対して、次回の約定支払額にかかる請求が確定した時（以下「請求確定時」といいます。）に E-mail にて確定通知を行い、本サービス利用者は、WEB サービスを利用して明細書記載事項を確認するものとします。なお、当社は、本サービス利用者に対して、原則としてご利用明細書を郵送しないものとします。ただし、請求確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用明細書を郵送するものとします。</p> <p>(1) 本サービス利用者が払込取扱票により支払いを行っている場合</p> <p>(2) 法令等によりご利用明細書の送付が必要とされる場合</p> <p>(3) その他当社がご利用明細書の郵送を必要と判断し</p>

	<p>が本サービス利用者に到達していないと当社が認識した場合</p> <p>(3) 法令等によりご利用明細書の送付が必要とされる場合</p> <p>(4) その他当社がご利用明細書の郵送を必要と判断した場合</p>	た場合
	<p>2. 当社は、確定通知を本サービス利用者が WEB サービスにおいて申請した E-mail アドレスに送信するものとします。ただし、当社が確定通知の送信を不適当と判断した場合は確定通知を送信しないこととします。</p>	<p>2. 当社は、確定通知を本サービス利用者が WEB サービスにおいて申請した E-mail アドレスに送信するものとします。ただし、当社が確定通知の送信を不適当と判断した場合は確定通知を送信しないこととします。 なお、本サービス利用者は、確定通知の受信の有無に関わらず、WEB サービスによる明細書記載事項の確認を行うことができるものとします。</p>
	<p>3. 当社は、送信手続の完了をもって前項の手続が完了したものとします。ただし、本サービス利用者は、確定通知の受信の有無に関わらず、WEB サービスによる明細書記載事項の確認を行うことができるものとします。</p>	<p>3. 当社は、確定通知の送信手続の完了をもって前項の手續が完了したものとします。</p>
		<p>5. 本サービス利用者は、WEB サービスにおいて確定通知が未着であると確認した場合は、遅滞なく登録されている E-mail アドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。</p>
第6条 (免責事項)	<p>1. 本サービス利用者は、通信上のトラブルやインタ</p>	<p>1. 当社の責に起因しない、通信機器、端末等の障害お</p>

	<p>一ネット環境などの事由により WEB サービスによる明細書記載事項の確認ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>および通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本サービスが遅延または利用できない場合、そのために生じる不利益、損害について、当社は一切責任を負わないものとします。</p>
第 7 条 (本サービスの提供終了)		<p>2. 本サービス利用者が WEB サービスを退会した場合または WEB サービス会員登録を抹消された場合は、本サービスの利用は、同時に終了するものとします。</p>
第 9 条 (規定の変更等)	<p>1. 当社は、本サービス利用者の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で利用者に通知することにより本規定を変更することができるものとします。</p> <p>2. 本サービス利用者は、前項の通知の時点において当該変更に同意したものとします。</p>	<p>1. 当社は、三菱 UFJ ニコス WEB サイトに掲載して公表する方法、または E-mail の送付により通知する方法その他当社が適当と判断する方法により本規定を変更することができるものとします。</p> <p>2. 本規定の変更の効力は、前項の掲載がなされてから 1 カ月が経過した時点、または E-mail による通知が到達した時点で生じるものとします。</p>